

## 日吉台学区自治連合会・総会運営規程

総会は会則第4章（総会）に基づいて実施される。第24条に「総会の運営は別に定める総会運営規程による。」と定められており、より明朗で、民主的運営ができるようにするため、施行規則として運営規程を制定する。

### （会員数）

1. 会則第19条ならびに第21条に定める、会員数は前年度3月31日付けで会員を確定し、総会の事務処理を行い、出席者数の母数とする。

### （書面表決）

2. 別表の書面表決を総会資料と共に会員に総会10日以前に配布し、指定された提出期限以内に、各自治会長が集計し、自治連合会長に提出する。  
尚、集計表は原則として各自治会統一した書式のものを使用する。

### （発言）

3. 総会での発言は議事録作成の為、町名と名前を名乗り、議長の指名により発言をする。  
議長はより多くの会員が発言できるように運営し、発言者は原則として3分以内で簡潔に発言する。

### （総会報告）

4. 議事録は総会終了後1ヶ月以内に作成し、会員に報告するものとする。

### （緊急動議）

5. 書面でもって提起する事を原則とし、当日議長がその取扱方法を発表して処理する。  
当日、処理できない事項については、役員会預かりとし、後日その処理方法について報告する。尚、必要な場合は、次回の総会で承認を得るものとする。

### （規程の改廃）

6. 本規程の改廃は、総会の四分之三の議決による。
7. 本規程は平成14年5月12日より施行する。